

公 示

令和8年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条の5に規定する整備管理者研修を下記のとおり実施するので公示する。

令和8年8月5日

中国運輸局鳥取運輸支局長

土井 清志



記

1. 研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

（1）今年度新たに選任された者（※）

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。）

（※）「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

（2）令和7年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

2. 実施日時及び場所

【東部】日時：令和8年11月17日（火） 13:30～16:30

場所：とりぎん文化会館 第1会議室

鳥取市尚徳町101-5 TEL 0857-21-8700

【中部】日時：令和8年11月 5日（木） 13:30～16:30

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

倉吉市駄経寺町187-1 TEL 0858-47-1181

【西部】日時：令和9年 1月21日（木） 13:30～16:30

場所：米子コンベンションセンター 小ホール

米子市末広町294 TEL 0859-35-8111

3. 研修内容

関係法令の改正内容及び整備に関する行政情報について

4. 受講申込み

受講申込みは所属する各協会へ、協会員外は当支局保安担当に行ってください。

令和8年度整備管理者選任後研修について

中国運輸局鳥取運輸支局

1 研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

(1) 今年度新たに選任された者

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。）

(2) 令和7年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

2 実施日時及び場所

日時:令和8年11月17日(火) 13:30~16:30

場所:とりぎん文化会館 第1会議室

鳥取市尚徳町101-5 TEL 0857-21-8700

【西部会場】

【中部会場】

【東部会場】

日時:令和8年11月5日(木) 13:30~16:30

場所:倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

倉吉市駄経寺町187-1 TEL 0858-47-1181

日時:令和9年1月21日(木) 13:30~16:30

場所:米子コンベンションセンター 小ホール

米子市末広町294 TEL 0859-35-8111

※受付は、研修開始30分前の13時から行いますので、遅れないようにお願いします。

3 研修内容

関係法令の改正内容及び整備に関する行政情報について

4 受講申し込み方法

◆ 鳥取県のトラック、バス、ハイヤー・タクシー協会会員の方
各協会へ申し込みをお願いします。

◆ 上記会員以外、県外営業所の方

研修予約システム
QRコード



研修予約システム(<https://seminar-reservation.jp/seminar>)により整備管理者選任後研修鳥取運輸支局から研修日程・会場・申込期日等をご確認のうえ申し込みください。

※上記協会会員の方の申し込みは鳥取運輸支局で受け付けることはできませんのでご注意ください。また、**メール、ファックス等による申し込みは受け付けておりません。**

5 その他

○筆記用具の用意をお願いします。

○他のイベントの開催状況によっては駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関の利用も含めご検討ください。